

前文

議会は、**二元代表制のもと**、市長とともに宮古市の代表機関を構成し、市民の信託を受けて活動し、議会は多数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力しながら、宮古市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

このため、議会は、市長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ちつつ、独立及び対等の立場において意思決定し、市長その他の執行機関の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

ここに、議会は、地方自治法の範囲内において議会及び議員の活動原則等を定めるとともに、市長その他の執行機関及び市民との関係を明らかにし、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

【説明】 議会基本条例の理念を概括的に規定しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【説明】 議員の活動原則と議会の役割を明かし、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的として規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市政の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた運営に努めなければならない。
- 3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めなければならない。
- 4 議会は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。

【説明】 議会の活動原則について、次の事項を規定しています。

- (1) 効率的な議会運営
- (2) 開かれた議会運営

(3) 市民の意見の的確な把握 (4) 市民への説明責任

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじ、議員活動を通じて市民の信託に応えなければならない。

2 議員は、地域の課題のみならず、市政の課題について市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めなければならない。

3 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案及び政策提言等を積極的に行うものとする。

4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。

【説明】 議員の活動原則について、次の事項を規定しています。

(1) 議員相互の自由な討議の推進

(2) 市民の意見の的確な把握と自らの資質の向上

(3) 積極的な政策立案、政策提言 (4) 議会活動の説明責任

(会派)

第4条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、政策形成、政策立案及び政策提言に関し、会派の代表により調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【説明】 同一の政策理念を持った議員集団を会派とし、政策立案及び政策提言に関しては、会派の代表者会議で合意形成に努めることを規定しています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、本会議をはじめ常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び議員全員協議会の会議を原則公開とする。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに委員会にあつては、法第109条、法第109条の2及び法第110条の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

【説明】 議会に関するあらゆる会議の公開と、現行制度上の専門的知見や参考人、公聴会制度を有効に活用し、議論を深めることを規定しています。

請願・陳情の審査では、紹介議員のみ出席して説明するのが慣例でしたが、提出者も出席して説明できることとなります。

(議会報告会)

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関することについては、別に定める。

【説明】 議会の活動について説明するため、また、市民の意見を広く聴くため議会報告会を開催することを規定しています。詳細については、開催要綱等で定めることとなります。

第4章 市長と議会の関係

(市長等執行機関と議会及び議員の関係)

第7条 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）とは常に緊張ある関係を構築し、事務の執行を監視し、その評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うものとする。

3 議会審議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

4 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問に対して反問することができるものとする。

5 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるものとする。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

6 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

【説明】 市長等と議会との関係を明確にし、市民に透明で分かりやすい議会運営とすることを規定しています。

① 議会審議（委員会・全協を含む）は一問一答方式を導入

論点・争点の明確化にして会議出席者、傍聴者等市民に分かりやすい会議とします。また、答弁漏れも防げます。

② 議員の質問に対する市長や市職員への反問権の付与

従来までは、議員は質問する人、執行機関は答える人となっていましたが、議員に対

して逆質問することができることとなります。

これは、質問・回答・意見がかみ合い活発な政策論議が期待されます。

しかし政策提言等を行う場合、議員も事前に十分な調査研究、質問内容の整理が必要となります。

※反問の例

- ・議員の質問内容が理解できない場合
- ・議員の質問内容が市政に関係ない場合
- ・議員の質問が理論的な面や財政的な面から無理があると思われる場合等（見解の相違）

③ 会期中閉会中を問わず、議長を経由して市長等に対して文書質問が可能

議員の質問は、会期中の議案質疑及び一般質問に限られていましたが、議長を経由して閉会中にも文書による質問が可能となります。

④ 不透明な口利きの防止

執行機関に対して、議員から口頭要請があった場合、その内容を記載した文書を作成するよう要請します。これは、後々に問題となるようないわゆる不透明な口利きを防止するものです。

（議会審議における論点情報の形成）

第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- （1） 政策の発生源
- （2） 提案に至るまでの経緯
- （3） 他の自治体の類似する政策との比較検討
- （4） 市民参画及び協働の実施の有無とその内容
- （5） 総合計画との整合性
- （6） 財源措置
- （7） 将来にわたるコスト計算

【説明】 市長が重要な政策を提案する場合、政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の明確化と議論の水準を高めるため、7項目の根拠事項を示すよう求めることを規定しています。

(予算及び決算における政策説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、施策別又は事業別の分かりやすい説明を市長に求めるものとする。

【説明】 予算、決算の審議に当たっては、市民にも分かりやすい施策別又は事業別の説明をするよう規定しています。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第10条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営するものとする。
2 議員は、本会議及び委員会の審議においては、相互に議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【説明】 議会は合議制の機関であることから、議員間の討議を十分重ねて合意形成に努めることを規定しています。

(政策の討論)

第11条 議長は、市政に関する重要な施策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図るため、協議等の場を設けることができるものとする。

【説明】 議会は合議制の機関であることから、市政の重要な施策及び課題について、議論を深めるとともに合意形成を図るため、協議等の場（議員全員協議会を想定）を設けることができることを規定しています。

第6章 委員会の活動

(委員会活動の充実強化)

第12条 委員会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するものとする。
2 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。
3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。
4 委員会は、委員会での審査の過程を市民に説明するため、積極的に説明会を開催するものとする。

【説明】 委員会として政策立案及び政策提案を積極的に行い、また、市民に対して説明会を開催するなど、積極的に活動することを規定しています。

第7章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第13条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議会改革に積極的に取り組むものとする。

2 前項の議会改革は、議会運営委員会において協議する。

(交流及び連携の推進)

第14条 議会は、地方分権時代にふさわしい議会のあり方について調査研究するため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。

【説明】 議会改革については、議会運営委員会を中心として積極的に取り組むことを規定しています。

また、常に分権時代にふさわしい議会でありつづけるために、他の議会との連携交流を図り、情報交換や意見交換を行うものです。

第8章 議員定数及び政治倫理

(議員定数)

第15条 議会は、議員定数の検討を行うときは、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状、課題、将来の予測、展望等を十分に考慮し、人口、面積、財政力、市の事業課題等が類似する他の自治体の議員定数との比較を行うものとする。

2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

【説明】 議員定数の改正は、市長の提案権は認めるものの、市民への説明責任を果たすため、原則的に委員会（議員）が提案することを規定しています

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、市民全体の代表者としてその高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう、良心と責任感を持って行動しなければならない。

2 前項の議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定める

【説明】 議員の地位に基づく影響力の不正な行使を防止するものとし、政治倫理基準等に関しては、別に条例で定めることを規定しています。

第9章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策形成能力及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民との議員研究会を積極的に開催するものとする。

【説明】 議員の政策立案能力の向上を目的として、市民の幅広い層から参加を募り、議員研究会を開催することを規定しています。

(政務調査費)

第18条 政務調査費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める宮古市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年宮古市条例第39号）に基づき議員個人に対し、交付するものとする。

【説明】 政務調査費の使途の透明性の確保について定めるものですが、政務調査費の詳細については、宮古市議会政務調査費の交付に関する条例で定めています。

(議会図書室の充実)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【説明】 議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び内容の充実に努めることを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議員の政策形成、政策立案等を補助する組織としての、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るものとする。

【説明】 議会事務局の調査・法務能力を高め、議員の政策立案や政策提言を補助する体制を整備することを規定しています。

(広聴広報の充実)

第21条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、広く議会活動の内容について情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広聴広報活動に努めるものとする。

3 議会広報の発行に関し必要な事項は、別に定める。

【説明】 市民に開かれた議会として、議員の議案に対する対応（討論・起立採決の結果等）について議会広報を通じて公表するなど、積極的に情報公開を行うことを規定しています。

(予算の確保)

第22条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営をするため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【説明】 積極的な議会活動と効率的な運営を図るため、必要な予算を確保するよう努力することを規定しています。

第10章 補則

(他の条例との関係)

第23条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【説明】 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例や規則、規程等を制定及び改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならないことを規定しています。

また、この条例について、常に市民の意見や社会情勢の変化等を勘案し、必要があるときは見直しを行うことを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【説明】 この条例は、議会の議決後、市長が署名した日（平成21年6月16日）から実施されます。